

「プラズマ・核融合学会学会賞」規定

| | |
|-------------|------------|
| 平成4年6月12日 | 第24回理事会制定 |
| 平成8年10月1日 | 第50回理事会改訂 |
| 平成11年11月25日 | 第70回理事会改訂 |
| 平成14年1月16日 | 第85回理事会改訂 |
| 平成14年9月12日 | 第90回理事会改訂 |
| 平成19年1月11日 | 第120回理事会改訂 |

第1条 プラズマ理工学及び制御核融合に関する学理の発展並びに関連技術の進歩に寄与する優秀な論文、新技術成果並びに若手研究者に対し、また学会の発展並びにプラズマ・核融合に関する啓蒙・普及活動に対し、学会賞を設け、これを賞揚する。

第2条 プラズマ・核融合学会賞に、論文賞、技術進歩賞、学術奨励賞、産業技術賞、及び貢献賞を設ける。

第3条

1. 論文賞

論文賞は、原則として過去3年間に、「プラズマ・核融合学会誌」もしくは「Plasma and Fusion Research」（以降「PFR」と表記する）に掲載された優秀な原著論文、及び卓越したレビュー論文に贈呈する。

2. 技術進歩賞

技術進歩賞は、原則として過去3年間に、「プラズマ・核融合学会誌」もしくは「PFR」に研究論文等として掲載され、あるいは本学会年会、講演会または本学会開催の連合講演会にて発表され、かつ、試験あるいは実験等により顕著な成果を示した新技術成果に贈呈する。

3. 学術奨励賞

学術奨励賞は、原則として過去3年間に、「プラズマ・核融合学会誌」もしくは「PFR」に研究論文を掲載、あるいは本学会年会、講演会または本学会開催の連合講演会において、きわめて独創的な成果を発表し、将来の活躍が期待される若手研究者（表彰の前年度3月31日に於いて満35歳未満の本学会個人会員）に贈呈する。

4. 産業技術賞

産業技術賞は、原則として過去3年間に、「プラズマ・核融合学会誌」もしくは「PFR」に研究論文等として掲載され、あるいは本学会年会、講演会または本学会開催の連合講演会にて口頭発表またはポスターで発表され、かつ企業において設計、製作、試験、実験等がなされ、プラズマ理工学及び制御核融合に関する

学理の発展並びに関連技術の進歩に関して多大な貢献を認められた技術成果に贈呈する。

5. 貢献賞

貢献賞は、原則として過去3年の間に、学会の運営、事務を通しての学会に対する顕著な貢献、あるいはプラズマ・核融合の知識の普及・啓蒙活動に贈呈する。

第4条 受賞者は表彰の時点においてプラズマ・核融合学会の会員であるものとする。ただし、貢献賞はこの限りでない。

第5条 受賞者には、本賞として表彰状を授与し、副賞として記念品及び賞金を贈呈する。なお賞金は、学会賞基金から拠出する。ただし、貢献賞には副賞は贈呈しない。

第6条 理事会は学会賞選考委員会を年度ごとに設置する。

第7条 学会賞選考委員会は、募集手続きに則り推薦された者から学会賞の受賞候補者を選考する。募集方法、選考方法は別に定める細則による。

第8条 理事会は学会賞選考委員会の選考結果を審議し、受賞者を決定する。

第9条 学会賞の授賞は「プラズマ・核融合学会年会」の席上で行う。

第10条 本規定の改訂は理事会が定める。

付 則 平成4年6月12日制定「プラズマ・核融合論文賞」を、本規定により平成4年度から毎年1回授与する。

平成7年度新たに、「プラズマ・核融合学会技術進歩賞」並びに「プラズマ・核融合学会学術奨励賞」を設け、平成7年度から毎年1回授与することに伴い、平成8年10月1日本規定を改訂。

平成12年度から副賞に賞金を授与することに伴い、平成11年11月25日本規定を改訂。

平成13年度に「プラズマ・核融合学会産業技術賞」を設けることに伴い、平成14年1月16日本規程を改訂。

新たに設けられた査読論文のカテゴリー「Rapid Communications」を論文賞受賞対象とすることに伴い、平成14年9月12日本規定を改訂。

新たに貢献賞を設けることに伴い、平成19年1月11日、本規程を改定する。